

福岡県医発第18号(地)
平成20年 4月 3日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正等について

標記の件につきまして、感染症対策特別促進事業実施要綱が一部改正されるとともに、保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱が一部改正される旨、厚生労働省より、日本医師会を通じ通知がありましたのでご連絡いたします。

これらの一部改正は、平成20年4月より開始されるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療に係る医療費助成の円滑な実施に向け、国民、関係者への周知等必要な準備を行うために行われるものであり、改正点は、それぞれ新旧対照表に示すとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



(地Ⅲ 3 0 2)

平成 2 0 年 3 月 1 1 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、感染症対策特別促進事業実施要綱が一部改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等へ通知がなされるとともに、保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱が一部改正され、厚生労働事務次官より都道府県知事等へ通知がなされました。

これらの一部改正は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療に係る医療費の助成が、平成 2 0 年 4 月より開始される予定であることから、平成 1 9 年度においては、この円滑な実施に向け、国民、関係者への周知等必要な準備を行うために行われるものであり、改正点は、それぞれ新旧対照表に示すとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



健発第0131001号

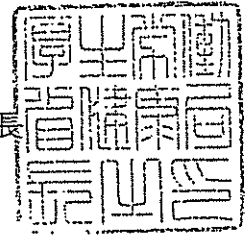
平成20年1月31日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長



感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正について

標記について、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成19年4月1日より適用することとしたので通知する。

ただし、肝炎治療特別促進事業にあつては、平成20年1月31日から適用する。

ついては、本事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知方について特段の御配慮をお願いする。

感染症対策特別促進事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
第1～第6（略） 第7 肝炎治療特別促進事業 1 事業目的 <u>国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費は高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止、ひいては国民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。</u> <u>本事業が円滑に実施されるよう、平成19年度においては国民、関係者への周知等必要な準備を行うこととする。</u> 2 事業の実施主体 <u>この事業の実施主体は、都道府県とする。</u> 3 事業内容 <u>(1) 肝炎インターフェロン治療受給者証等の作成</u> <u>都道府県は、以下の書類を作成し、申請者の求めに応じ、配布することとする。</u> <u>ア 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書(別紙様式例1)</u>	第1～第6（略）

改正後	現行
<u>イ 肝炎インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書(別紙様式例2)</u> <u>ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証(別紙様式例3)</u> <u>(2) 医療費助成システムの改修等</u> 都道府県は、既存システムの改修等により、事業の実施に必要な医療費助成システムを構築することとする。 <u>(3) 新聞広告、ポスター・リーフレット等の作成・配布等による普及啓発</u> 都道府県は、国民に対して医療費助成制度の内容について周知を図るために、新聞広告へ掲載を行うとともに、ポスター、リーフレット等の作成・配布等を行う。 <u>(4) 事前説明会等の実施</u> 都道府県において、医療費助成の手引きを作成するとともに、地域住民や医療機関等の関係者に対して事前説明会等を開催することにより制度の円滑な実施を図る。 第8 (略)	第7 (略)

改正後

現行

(別紙様式例1)

肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書					
申 請 者	氏 名			性 別	男 女
	生 年 月 日	昭和 大正	年 月 日	年 齢	
	住 所				(電話)
親 戚	加入	被保険者氏名		申請者との 続	
	保 険 種 別	政・組・公・共・民・自		被保険者証の 記号・番号	
	被 保 険 者 証 発行機関名				
	所 在 地				
所 名					
医 院	名 称				
	所 在 地				
医 療 機 関	名 称				
	所 在 地				
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の交付を申請します。 申請者氏名 印 平成 年 月 日 知事 殿					

改正後

現行

【添付様式第2】

インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書

フリガナ 氏名氏名	性別 男・女	生年月日(西暦) 昭和 年 月 日 生 (実 数)									
住所	郵便番号										
診断年月 年 月	診療 (おしよ記 日する)	医療機関名 医療者									
検査結果	インターフェロン治療開始日の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HBs抗原 (陽性) (検査する方を○で囲む) (2) HBe抗原 (陽性) HBe抗体 (陽性) (検査する方を○で囲む) (3) HBeV-DNA定量 (単位:) 測定法 2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 (単位:) 測定法 (2) ウイルス型 本国タイプ(グループ)1・外国タイプ(グループ)2 (検査する方を○で囲む) 3. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) <table border="1"> <tr> <td>AST</td> <td>U/L</td> <td>(検査の経緯は:)</td> </tr> <tr> <td>ALT</td> <td>U/L</td> <td>(検査の経緯は:)</td> </tr> <tr> <td>血中胆酸</td> <td>mg/dl</td> <td>(検査の経緯は:)</td> </tr> </table> 4. 画像診断および肝生検などの所見 (記載すべき所見があれば記載する) (検査日: 平成 年 月 日)		AST	U/L	(検査の経緯は:)	ALT	U/L	(検査の経緯は:)	血中胆酸	mg/dl	(検査の経緯は:)
AST	U/L	(検査の経緯は:)									
ALT	U/L	(検査の経緯は:)									
血中胆酸	mg/dl	(検査の経緯は:)									
経過	検査項目を○で囲む。 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 慢性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)										
肝がんの有無	肝がん 1. あり 2. なし										
治療内容	検査項目を○で囲む。 1. インターフェロンα製剤療法 2. インターフェロンβ製剤療法 3. ペグインターフェロン製剤療法 4. インターフェロンα製剤+リボirin製剤 5. ペグインターフェロン製剤+リボirin製剤 6. その他(具体的に記述してください) 治療実施期間 年 (平成 年 月ー平成 年 月)										
治療上の懸念点											
医療機関名および所在地											
医療者氏名											

- 【注】
1. 検査日の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
 2. 記載日3か月以内(但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始日)の資料に基づいて記載してください。
 3. 記入面のある場合は複数記載できる場合がありますので、注意下さい。

改正後

現行

(別紙様式四三)

(表 面)

肝		肝炎インターフェロン治療受給者証									
公費負担番号											
公費負担医療 の受給者番号											
受給者 氏名	居住地										
	氏名										
	生年月日	昭和 大正									男・女
氏名											
居住 施設 医療 機関 又は	所在地										
	名称										
	所在地										
	名称										
有効期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日									
月額自己負担 限度額		円									
都道府県知事 及び印											
交付年月日		平成 年 月 日									

改正後

現行

(裏面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大の感染症であるB型及びC型肝炎ウイルス肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾病である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費は高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止、ひいては国民の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B型及びC型肝炎ウイルスを除去するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関又は保険薬局に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患に対するインターフェロン治療に限られています。
- 3 保険医療機関又は保険薬局において診療を受ける場合、該保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険、保険医療機関又は保険薬局に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇〇知事にその旨を届け出てください。
また、都道府県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治療、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇〇知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇〇知事にその旨を届け出てください。
- 7 その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

〇〇〇都道府県〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
又は〇〇〇保健所 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(改正後全文)

(別紙)

感染症対策特別促進事業実施要綱

第1 目的

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るとともに、感染者及び患者への医療提供体制の充実・強化を図るため、感染症対策を総合的に推進することを目的とする。

第2 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業

1 事業目的

本事業は、新たな感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の医療従事者に対し、院内における感染の拡大防止のための実地研修等を行い、院内感染防止対策の充実・強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 研修対象者

感染症指定医療機関等の医療従事者

4 事業内容

- (1) 管内の感染症指定医療機関等における院内感染防止対策の充実・強化を図るため、感染症に関する情報提供体制を確立し、情報の共有化を図る。
- (2) 感染症指定医療機関等の医療従事者を対象とした院内感染防止に関する研修計画を策定する。
- (3) 厚生労働省が主催する感染症の院内感染防止のための研修会へ職員を派遣し、その内容を管内の感染症指定医療機関等の医療従事者に対して伝達する講習を行う。

第3 動物由来感染症予防体制整備事業

1 事業目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症の多くは、人の感染症のうち病原体が動物に由来する感染症（以下「動物由来感染症」という。）である。以下の事業を選択して実施することにより、動物由来感染症の予防体制の整備に資することを目的とする。

- (1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及を図る。

- (2) 我が国の人又は動物における動物由来感染症の保有状況に関する情報収集及び監視体制の確立のため、医療と獣医療の連携を図りつつ、本症に関する情報の収集、分析及び提供の体制を整備する。
- (3) 輸入動物由来感染症が国内に侵入した可能性のある場合等において、緊急的に動物の調査を実施し、そのまん延の防止を図る。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

(1) 研修・普及啓発

都道府県等は、医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に関する正しい知識を普及し、動物由来感染症の予防、迅速な診断及び治療等に寄与するため、研修会の開催及びポスターの作成等による普及啓発を行う。

(2) 動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備

ア 情報関連体制整備検討会の設置

本事業の適切な運用を図るため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会（以下「情報関連体制整備検討会」という。）を設置し、情報収集の手段並びに情報の分析及び提供に関する事業計画の立案を行う。

イ 動物由来感染症疫学情報の収集

都道府県等は、管下の動物の飼育、管理又は棲息状況等を勘案して、調査点及び時期等を定め、管内の動物管理センター等の関係機関及び地域の獣医師会等の協力の下、発生状況及び動向、抗体保有状況等疫学情報を収集する。また、必要に応じ、抗体保有状況等調査の結果が陽性となった動物の所有者等又は動物由来感染症と診断された患者が所有する動物等の調査結果等についての情報収集を行い、行政機関、医療機関及び獣医療機関間で情報を共有することにより相互の連携体制を確立する。

(3) 情報提供

都道府県等は、情報関連体制整備検討会での検討結果を踏まえ、医療機関及び獣医療機関が、迅速かつ適切に動物由来感染症による健康危害防止対策を講じられるよう、調査結果を医療機関、獣医療機関等に情報提供し、併せて保健所、動物管理センター等の行政機関を活用することにより、地域の住民及び動物等取扱業者に情報提供を行う。

(4) 対応計画の策定及び連携体制の整備

ア 対応体制整備検討会の設置

動物由来感染症の発生予防とともに発生時の適切かつ迅速な対応に資するため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会（以下「対応体制整備検討会」という。）を設置し、事前に地域の実情に合わせた必要な対応について検討を行う。

イ 発生時対応計画等の策定

都道府県等は、対応体制整備検討会の検討結果に基づき、発生時対応計画、マニュアル等を作成し、動物由来感染症対策に関係する部門（感染症対策担当部門、環境衛生対策担当部門、動物対策担当部門等）及び関係機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）間で共有し、連携体制を整備する。

4 事業実施上の留意事項

(1) 研修及び普及啓発について

都道府県等は、感染症に関する有識者の意見を踏まえつつ、研修会等の企画立案を行う。

(2) 動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備について

ア 情報収集項目の選定

対象とする感染症及びその感染源となり得る動物等について情報関連体制整備検討会で選定する。

イ 情報の収集手段及び協力機関の選定

情報の収集のための協力機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）を設け、情報収集方法を選定する。

ウ 情報の分析

都道府県等は、収集された情報について、月別、年別、地域別等多角的な集計を行い、そのデータを基に検討会で専門家による分析を行うこと。ただし、緊急的な対応が必要な場合は、この限りでない。

(3) 対応計画の策定及び連携体制の整備

関係機関等は、平時より情報交換等を行うことにより連携体制の強化を図る。

(4) 検討会について

都道府県等が、3（2）及び3（4）の両事業を実施する場合にあっては、3（2）ア「情報関連体制整備検討会」及び3（4）ア「対応体制整備検討会」を「動物由来感染症対策検討会」等の名称により共用の検討会として設置しても差し支えない。

第4 肝炎対策事業

1 事業目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。

また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進

を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし事業の（７）～（１０）については都道府県のみとする。

3 事業内容

（１）肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じてＣ型肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてＢ型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びＣ型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化

カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保

キ 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供

ク 肝炎診療に関わる人材の育成

ケ 各施策についての検討を基に目標等を設ける。

コ 事業実施の評価

（２）肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

（３）肝炎診療支援リーフレットの作成・配付

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。

- ア 肝炎患者やその家族を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができ
るためのリーフレット
- イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべ
き状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現される
ためのリーフレット
- (4) 街頭キャンペーンの開催
都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する専門医
を講演者として派遣し、肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。
- (5) シンポジウムの開催
都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、
感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的
な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。
- (6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発
都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧
奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作
成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。
- (7) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置
肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等
の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。
1 都道府県あたり基準額 5 4 2 千円を上限とする。
- (8) 肝疾患相談センターの設置について
肝疾患診療連携拠点病院内に患者、キャリア、家族等からの相談等に対応する
ための相談員（医師、看護師）を配置する。また、相談員は肝炎に関する情報の
収集を行う。
1 都道府県あたり基準額 1 1, 8 8 8 千円を上限とする。
- (9) 肝炎専門医療従事者の研修事業
都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎
への医療提供体制が確保されることを目的として、医療従事者（看護師、薬剤師
等）に対して、原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等
その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。
1 都道府県あたり基準額 1, 4 0 1 千円を上限とする。
- (10) 新聞広告、電車等の中吊りポスターの掲載による普及啓発
都道府県において、新聞広告や電車等中吊りポスターにより正しい知識の普及
啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、
関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事
業の実施に努める。

- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

第5 特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）

1 事業目的

特定感染症対策として、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症及びインフルエンザに関する対策を推進するため、これらの特定感染症に関する正しい知識の普及啓発等を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

(1) 事業所等への出張講習会

都道府県等は、産婦人科の医師又は泌尿器科の医師を事業所等へ講師として派遣し、性感染症に関する正しい知識の普及を行う。

(2) ポスター、リーフレット等の作成・配付による普及啓発

都道府県等は、性感染症に関する正しい知識の普及、性感染症検査への受診勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、「性の健康週間」等の時期に合わせて配付するものとする。

また、インフルエンザの予防等正しい知識の普及啓発を行うためのポスター、リーフレットを作成及び配付し、発生の予防及びそのまん延の防止を図る。

4 事業実施上の留意事項

地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて広く事業の周知を図るものとする。

第6 結核対策事業

1 事業目的

この事業は、結核に関する特定感染症予防指針による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

都道府県、政令市及び特別区が、特に政策を必要とする地域において行う次の結核対策事業を対象とする。

(1) 指定地域結核発病防止対策促進事業

①高齢者等に対する結核予防総合事業

②大都市における結核の治療率向上（DOTS）事業

③DOTS事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための連携体制の構築を図るための事業

(2) 先駆的、モデル的事業

(3) 結核対策上、特に重要な事業

4 補助対象事業の選定

補助対象事業は、次のような条件を勘案して選定する。

(1) 結核の罹患率・有病率が他の地域に比べて高い地域を有する等、特に結核予防を必要とする事情があること。

(2) 都道府県、政令市及び特別区において、地域住民の結核予防の推進等に積極的に取り組んでいること。

(3) 当該事業が、現在まで取り組んできた事業についての綿密な評価により策定されたものであり、結核予防対策の有効かつ的確な推進が期待されると見込まれること。

(4) 地域における結核の現状及び問題点の十分な分析を踏まえ、事業計画が作成されていること。

(5) 保健所等、地域結核対策推進の現場との綿密な提携のもとに事業計画が作成されていること。

第7 肝炎治療特別促進事業

1 事業目的

国内最大の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾病である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費は高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止、ひいては国民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

本事業が円滑に実施されるよう、平成19年度においては国民、関係者への周知等必要な準備を行うこととする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 肝炎インターフェロン治療受給者証等の作成

都道府県は、以下の書類を作成し、申請者の求めに応じ、配布することとする。

ア 肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書(別紙様式例1)

イ 肝炎インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書(別紙様式例2)

ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証(別紙様式例3)

(2) 医療費助成システムの改修等

都道府県は、既存システムの改修等により、事業の実施に必要な医療費助成システムを構築することとする。

(3) 新聞広告、ポスター・リーフレット等の作成・配布等による普及啓発

都道府県は、国民に対して医療費助成制度の内容について周知を図るために、新聞広告へ掲載を行うとともに、ポスター、リーフレット等の作成・配布等を行う。

(4) 事前説明会等の実施

都道府県において、医療費助成の手引きを作成するとともに、地域住民や医療機関等の関係者に対して事前説明会等を開催することにより制度の円滑な実施を図る。

第8 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

(別紙様式例 1)

肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書						
申 請 者	ふりがな 氏 名			性 別	男 女	
	生 年 月 日	明昭 大平	年 月 日	職 業		
	住 所	(電 話)				
	加 入 医 療 保 険	被保険者氏名			申 請 者 と の 続 柄	
		保 険 種 別	政・組・船・共・国・後		被保険者証の 記 号 ・ 番 号	
		被 保 険 者 証 発 行 機 関 名				
		所 在 地				
病 名						
保 又 険 は 医 保 療 険 機 関 局	名 称					
	所 在 地					
	名 称					
	所 在 地					
インターフェロン治療の効果・副作用等について説明を受け、治療を受けることに同意しましたので、肝炎インターフェロン治療受給者証の交付を申請します。 申請者氏名 印 平成 年 月 日 知事 殿						

インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書

フリガナ 患者氏名			性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日生 (満 歳)	
住所	郵便番号 電話番号 ()				
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載する)	医療機関名 医師名		
検査所見	インターフェロン治療開始前の所見を記入する。 1. B型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HBs抗原 (+・-) (該当する方を○で囲む) (2) HBe抗原 (+・-) HBe抗体 (+・-) (該当する方を○で囲む) (3) HBV-DNA定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) 2. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) (2) ウイルス型 セロタイプ(グループ) 1・セロタイプ(グループ) 2 (該当する方を○で囲む) 3. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板数 _____ /μl (施設の基準値: _____ ~ _____) 4. 画像診断および肝生検などの所見 (特記すべき所見があれば記載する) (検査日: 平成 年 月 日)				
診断	該当番号を○で囲む 1. 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる) 2. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 3. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる)				
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし				
治療内容	該当番号を○で囲む。 1. インターフェロンα製剤単独 2. インターフェロンβ製剤単独 3. ペグインターフェロン製剤単独 4. インターフェロンα製剤+リバビリン製剤 5. ペグインターフェロン製剤+リバビリン製剤 6. その他(具体的に記載してください。) 治療予定期間 _____ 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)				
治療上の問題点					
医療機関名および所在地			記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名			印		

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(但し、インターフェロン治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意下さい。

(別紙様式例3)

(表 面)

肝		肝炎インターフェロン治療受給者証									
公費負担番号											
公費負担医療 の受給者番号											
受給者	居住地										
	氏名										
	生年月日	明昭 太平	年	月	日生	男・女					
疾病名											
保は 険保 医険 療薬 機局 関 又	所在地										
	名称										
	所在地										
	名称										
有効期間		自 平成	年	月	日	至 平成			年	月	日
月額自己負担 限度額									円		
都道府県知事名 及 び 印											
交付年月日		平成	年	月	日						

(裏面)

肝炎治療特別促進事業

(目的)

国内最大の感染症であるB型及びC型ウイルス肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変・肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾病である。しかしながら、このインターフェロン治療に係る医療費は高額である。そこで、早期治療の推進の観点から、このインターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止、ひいては国民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

注意事項

- 1 この証を交付された方は、B型及びC型肝炎ウイルスを除去するために保険診療によりインターフェロン治療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を保険医療機関又は保険薬局に対して支払うこととなります。
- 2 本事業の対象となる医療は、医療受給者証に記載された疾患に対するインターフェロン治療に限られています。
- 3 保険医療機関又は保険薬局において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出してください。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険、保険医療機関又は保険薬局に変更があったときは、〇〇日以内に、〇〇〇知事にその旨を届け出てください。
また、都道府県外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事に提出してください。
- 5 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに〇〇〇知事に返還してください。
- 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、〇〇〇知事にその旨を届け出てください。
- 7 その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

〇〇〇都道府県〇〇部〇〇課〇〇係 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
又は〇〇〇保健所 (TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

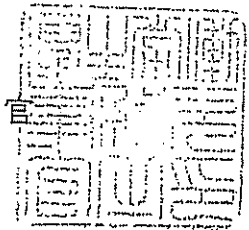
厚生労働省発健第 0131004 号

平成 20 年 1 月 31 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
独 立 行 政 法 人 の 長
国 立 大 学 法 人 の 長
関 係 機 関 の 長

殿

厚生労働事務次官



保健事業費等の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成14年9月20日厚生労働省発健第0920003号本職通知の別紙「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下交付要綱という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

ただし、感染症対策特別促進事業のうち肝炎治療特別促進事業にあつては、平成20年1月31日から適用する。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

改正後

別紙

保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

1 及び 2 （略）

（交付の対象）

3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）（略）

（2）疾病予防対策事業費等補助金

ア （略）

イ

（ア）感染症対策特別促進事業

平成18年6月12日健発第0612003号厚生労働省健康局長通知の別紙「感染症対策特別促進事業実施要綱」により行う次の事業

・a～e （略）

〔 都道府県が行う肝炎治療特別促進事業

（イ）～（セ） （略）

4 （略）

（保健事業費等負担金） （略）

（疾病予防対策事業費等補助金）

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
感 染			(四各)	

現 行

別紙

保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

1 及び 2 （略）

（交付の対象）

3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）（略）

（2）疾病予防対策事業費等補助金

ア （略）

イ

（ア）感染症対策特別促進事業

平成18年6月12日健発第0612003号厚生労働省健康局長通知の別紙「感染症対策特別促進事業実施要綱」により行う次の事業

a～e （略）

（イ）～（セ） （略）

4 （略）

（保健事業費等負担金） （略）

（疾病予防対策事業費等補助金）

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
感 染	感染症指定医療機関職員等院内感染防止	厚生労働大臣が必要と認めた額	感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

改 正 後				現 行			
症 対 策 特 別 促 進 事 業		(四各)		症 実地研 修事業			
		(四各)		対 動物由 来感染 症予防 体制整 備事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	動物由来感染症予防体制整 備事業の実施に必要な報酬、 会議費、賃金、報償費、旅費 、需用費（消耗品費、印刷製 本費）、役務費、委託費、使 用料、賃借料及び備品購入費	1 / 2
		(四各)		特 肝炎対 策事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	肝炎対策事業の実施に必要な 会議費、報償費、旅費、需 用費（消耗品費、印刷製本 費）、役務費、委託費、使用 料及び賃借料	1 / 2
		(四各)		進 特定感 染症対 策事業	厚生労働大臣が必要と認め た額	特定感染症対策事業の実施 に必要な報償費、旅費、需用 費（消耗品費、印刷製本費）、 役務費	1 / 2
		(四各)		事 結核対 策特別 促進事 業	厚生労働大臣が必要と認め た額	結核対策特別促進事業の実 施に必要な報酬、職員手当等 （時間外勤務手当）、共済費、 賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負担金	定額
	肝炎治 療特別 促進事	次により算出した額の合計額 (1) 受給者証等作成費	肝炎治療特別促進事業の実 施に必要な賃金、報償費、旅 費、会議費、需用費（消耗品	1 / 2			

改 正 後				現 行			
事 業		厚生労働大臣が必要と認めた額	費、印刷製本費)、委託料、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費				
		(2) 医療費助成システム改修等費					
		1 都道府県当たり 15,000千円					
		(3) 普及啓発費					
		厚生労働大臣が必要と認めた額					
		(4) 事前説明会等開催経費					
		厚生労働大臣が必要と認めた額					
(四各)				(四各)			
5～15 (略)				5～15 (略)			

改正後

別紙10

感染症対策特別促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区 分	事業費	収入予定額 (国等からの収入等 を要するもの)	差引額 (A)-(B)	基 本 額	対象経費 の支出 予定額	認定額 (B), (D)-(F)等 のうち(四)	国庫負担 〔補助〕 基本額 (B), (D)-(F)のうち (四)	国庫負担 〔補助〕 所算額 (B), (D)-(F)等 (四)×(四)	既 交 付 決 定 額	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
感染症指定医療機関 職員等院内感染防止 実地研修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
動物由来感染症予防 体制整備事業										
肝炎対策事業										
特定感染症事業										
結核対策特別促進事 業										
肝炎治療特別促進事 業										
計										

(略)

現 行

別紙10

感染症対策特別促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区 分	事業費	収入予定額 (国等からの収入等 を要するもの)	差引額 (A)-(B)	基 本 額	対象経費 の支出 予定額	認定額 (B), (D)-(F)等 のうち(四)	国庫負担 〔補助〕 基本額 (B), (D)-(F)のうち (四)	国庫負担 〔補助〕 所算額 (B), (D)-(F)等 (四)×(四)	既 交 付 決 定 額	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
感染症指定医療機関 職員等院内感染防止 実地研修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
動物由来感染症予防 体制整備事業										
肝炎対策事業										
特定感染症事業										
結核対策特別促進事 業										
計										

- (注) 1 「国庫負担〔補助〕所算額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額(Ⅰ)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(Ⅱ)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

改正後

現行

7-1 肝臓治療特別低価格事業支出予定額内訳表

経費区分	支出予定額	積算内訳
賃金		
組員費		
旅費		
会議費		
通信費		
消耗品費		
印刷製本費		
委託料		
使用料及び賃借料		
投資		
商品購入費		
合 計		

改正後

現行

7-2 肝炎治療特別促進事業実施計画書

(1) 肝炎インターフェロン治療受給者証等の作成

様式種別	作成部数	備 考
肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書		
肝炎インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書		
肝炎インターフェロン治療受給者証		

(2) 医療費助成システムの改修等

改修等の時期	改修等の内容	備 考

(3) 新聞広告、ポスター、リーフレット作成による普及啓発

普 及 経 営 算	備 考

(4) 事前説明会等の開催

開催回数	対象及び人員	説明会等の概要	備 考

改正後

別紙10

感染症対策特別促進事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総事業費 (A)	収入額 (B) (国庫等からの収入を含む)	差引額 (C) (A)-(B)	基 準 額 (D)	対象経費 の算出額 (E)	選定額 (F) (B、Dのいずれか少ない額)	国庫負担 (補助) 基 本 額 (G) (C、Fのいずれか少ない額)	国庫負担 (補助) 所 要 額 (H) (G)×(H)割率	国庫負担 (補助) 交付決定額 (I)	受入額 (J)	差引過(△) 不足額 (K) (J)-(I)
感染症指定医療機関 院内感染防止 実地研修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
動物由来感染症予防 体制整備事業											
肝炎対策事業											
特定感染症事業											
結核対策特別促進 事業											
肝炎治療特別促進 事業											
計											

(略)

現 行

別紙10

感染症対策特別促進事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総事業費 (A)	収入額 (B) (国庫等からの収入を含む)	差引額 (C) (A)-(B)	基 準 額 (D)	対象経費 の算出額 (E)	選定額 (F) (B、Dのいずれか少ない額)	国庫負担 (補助) 基 本 額 (G) (C、Fのいずれか少ない額)	国庫負担 (補助) 所 要 額 (H) (G)×(H)割率	国庫負担 (補助) 交付決定額 (I)	受入額 (J)	差引過(△) 不足額 (K) (J)-(I)
感染症指定医療機関 院内感染防止 実地研修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
動物由来感染症予防 体制整備事業											
肝炎対策事業											
特定感染症事業											
結核対策特別促進 事業											
計											

(注) 1 「国庫負担(補助)所要額」(H)欄に千円未満の増減が生じたときは切り捨てること。

2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

3 「選定額(F)」欄には、(D)欄と(E)欄のいずれか少ない額を計上すること。

改正後

現行

7-1 肝臓治療特別促進事業費支出額内訳表

経費区分	実支出額	予算内訳
賃金 組 織 費 旅 費 会 議 費 盗 用 費 消耗品費 印刷製本費 委託料 使用料及び賃借料 送 達 費 備品購入費		
合 計		

改正後

現行

7-2 肝炎治療特別促進事業実績書

(1) 肝炎インターフェロン治療受給者証等の作成

様式種別	作成部数	備考
肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書		
肝炎インターフェロン治療受給者証の交付申請に係る診断書		
肝炎インターフェロン治療受給者証		

(2) 医療費助成システムの改修等

改修等の時期	改修等の内容	備考

(3) 新聞広告、ポスター、リーフレット作成による普及啓発

普及啓発要覧	備考

(4) 事前説明会等の開催

開催回数	対象及び人員	説明会等の概要	備考

改 正 後

別表11

3の(2)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
(略)	
イ 疾病予防事業費等補助金 (ア)感染症対策特別促進事業	
(略)	
1 肝炎治療特別促進事業	二
(略)	

現 行

別表11

3の(2)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
ア 保健事業推進等補助金	
(ア)女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業	—
(イ)がん検診実施体制強化モデル事業	—
(ウ)マンモグラフィ検診従事者研修事業	—
イ 疾病予防事業費等補助金	
(ア)感染症対策特別促進事業	
a 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	—
b 動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
c 肝炎対策事業	—
d 特定感染症対策事業	—
e 結核対策特別促進事業	10千円
(イ)特定感染症検査等事業	—
(ウ)難病特別対策推進事業	
a 難病相談・支援センター事業、重症難病患者入院施設確保事業、 難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、 難病患者認定適正化事業及び難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	—
b 難病患者地域支援対策推進事業及び難病患者等居宅生活支援事業	—
c 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	—
d 難病患者等居宅生活支援事業	—
(エ)地域保健医療等推進事業	
a 保健指導技術高度化支援事業	100千円
b 地域健康危機管理体制推進事業	都道府県300千円 政令市及び特別区150千円
c 地域健康危機管理対策特別事業	250千円
d 地域保健対策強化推進事業	250千円
e ホームレス保健サービス支援事業	—
f 地域・職域連携推進事業	150千円
(オ)エイズ対策促進事業	210千円
(カ)がん診療施設情報ネットワーク事業	700千円
(キ)がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
a 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
b がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
c 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(ク)がん対策推進特別事業	—
(ケ)がんに係る放射線治療機器緊急整備事業	—
(削除)	—
(コ)予防接種センター機能推進事業	200千円
(サ)ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	—
(シ)たばこ対策促進事業	—
(ス)メタボリックシンドローム予防戦略事業	—
(削除)	—
(セ)リウマチ・アレルギー特別対策事業	—
ウ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円